岡山市

要配慮者利用施設の
避難確保計画作成に係る講習会

■本日のスケジュール

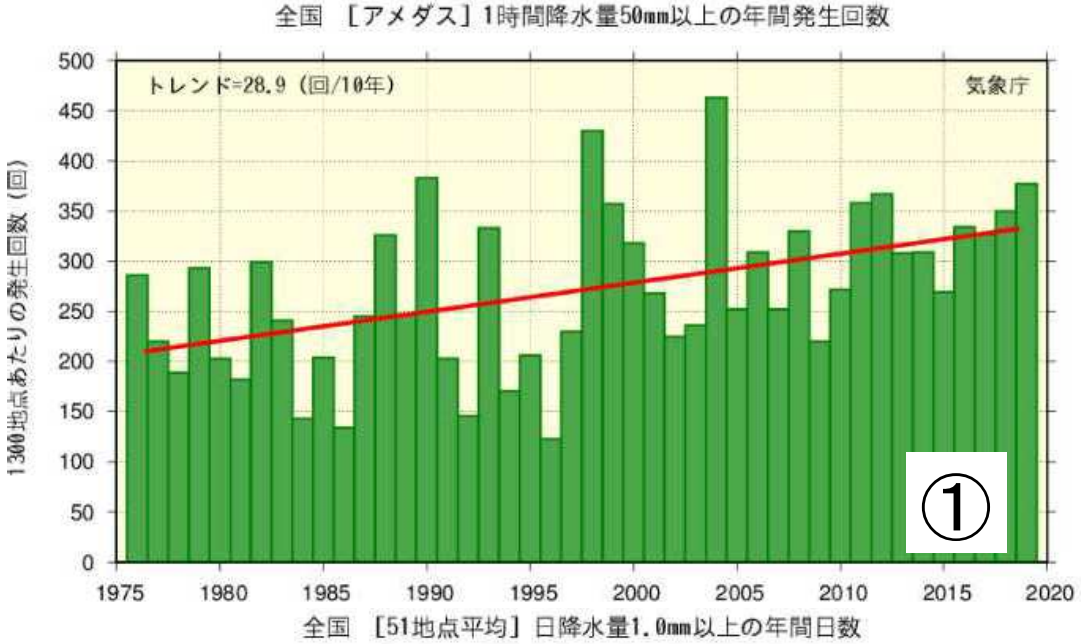
講習会内容	時間配分	
	講演	累計
Ⅰ．講習会の開催目的及び避難確保計画作成の必要性について	10分	10分
Ⅱ．避難確保計画作成		
1．計画の目的　～　4．防災体制（活動体制）	50分	60分
休憩	10分	70分
5．情報収集・伝達　～　別表・自衛水防組織装備品リスト	45分	115分
Ⅲ．　今後の予定	5分	120分

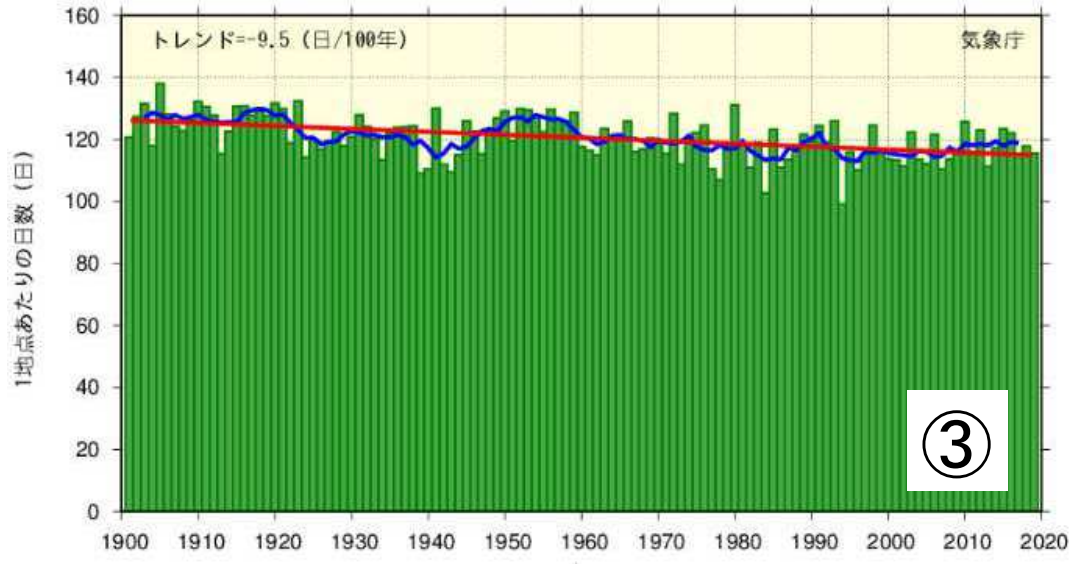
●講習会の開催目的及び
避難確保計画作成の必要性について

1．風水害による被害の頻発

◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化 【③】





1時間50mm以上の激しい雨って…？

滝のように（ゴーゴーと）降る雨



水しぶきであたり一面が白っぽくなり

視界が悪くなる

①	1時間50mm以上の激しい雨の年間発生回数 （1976年～）
②	1日に100mm以上の大雨の年間日数 （1900年～）
③	年間の降雨日数(日降水量1mm以上)（1900年～）

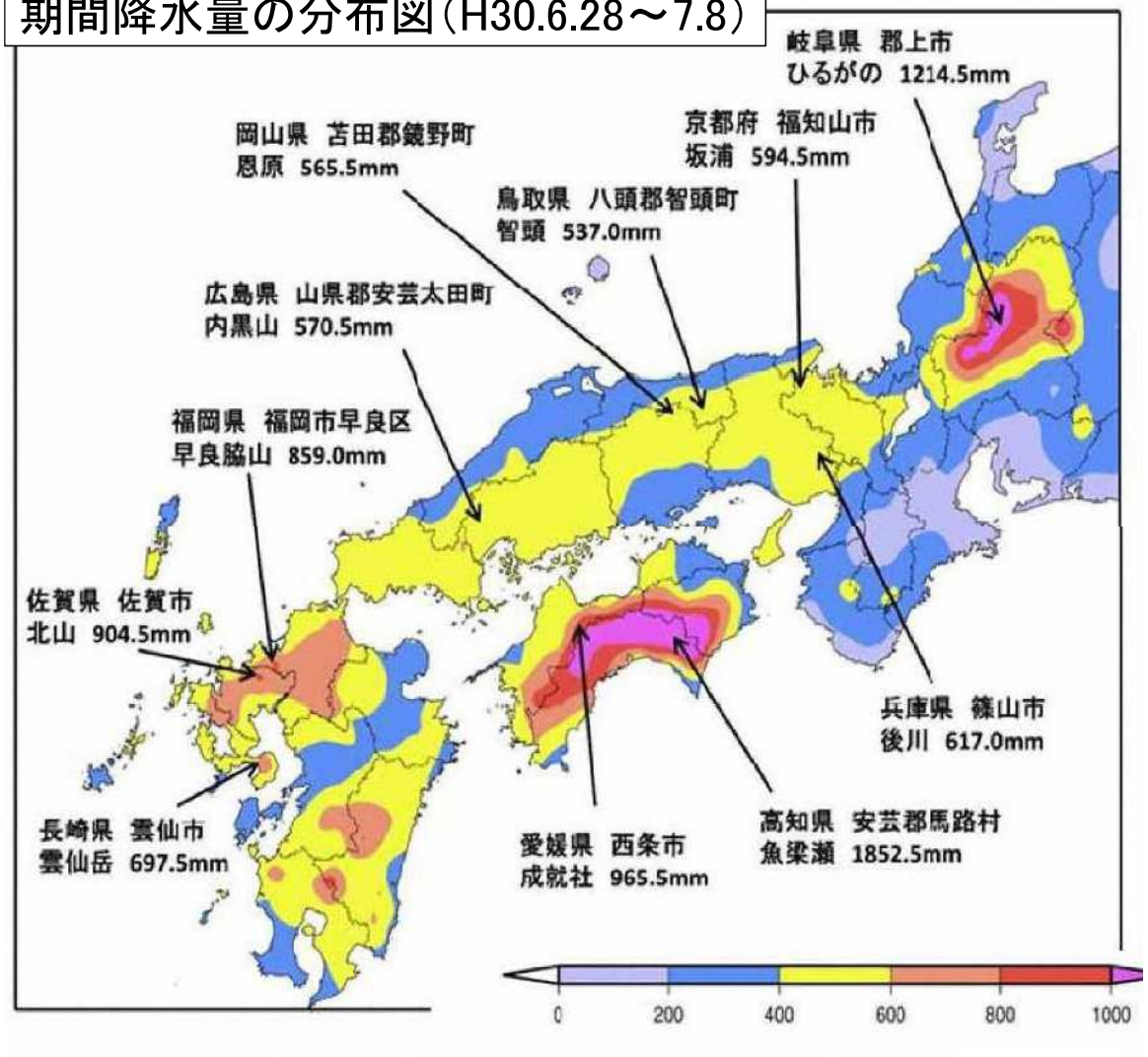
気象庁資料

1. 風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

◇西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
◇期間中の総降水量は四国地方で1,800mm超

期間降水量の分布図（H30.6.28～7.8）



気象庁資料

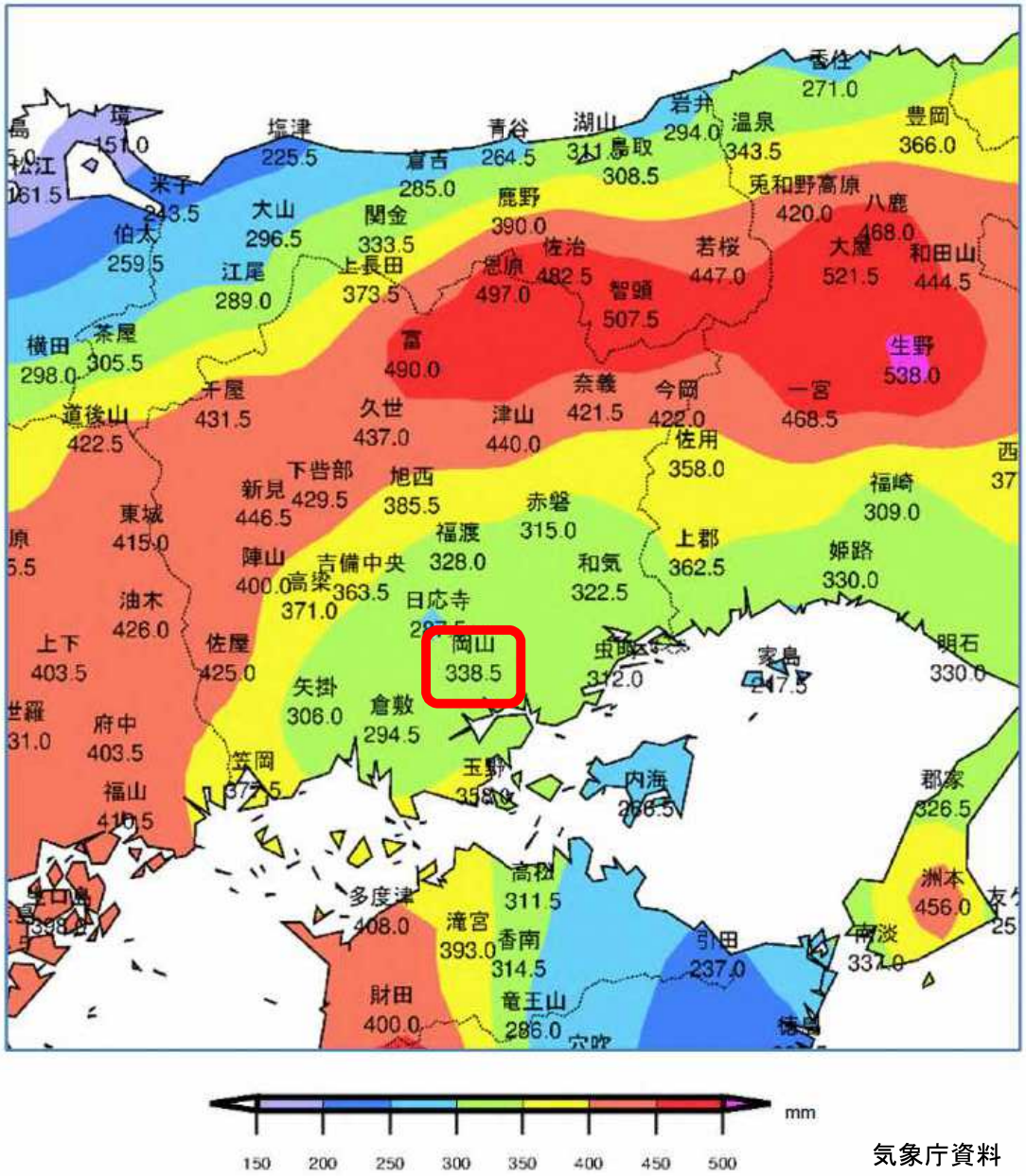


写真：中国地方整備局

1．風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

○アメダス期間降水量（7月3日00時～8日24時）



気象庁資料

◇岡山市（岡山）の期間合計（7/3～7/8）の降水量は338.5mmでした。

◇岡山市での建物被害は、「全壊13棟」、「大規模半壊95棟」、「半壊1,096棟」、「一部損壊4,974棟」となり、広い範囲で被害が発生しています。

（平成31年2月22日現在）



写真：岡山市

1. 風水害による被害の頻発

写真：国土交通省

令和4年　8月豪雨　山形県大江町　最上川溢水



令和3年　7月豪雨　広島県三原市　沼田川破堤



令和2年　7月豪雨　熊本県人吉市　球磨川破堤



令和元年　台風19号



1. 風水害による被害の頻発









2. 避難確保計画作成の義務化

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

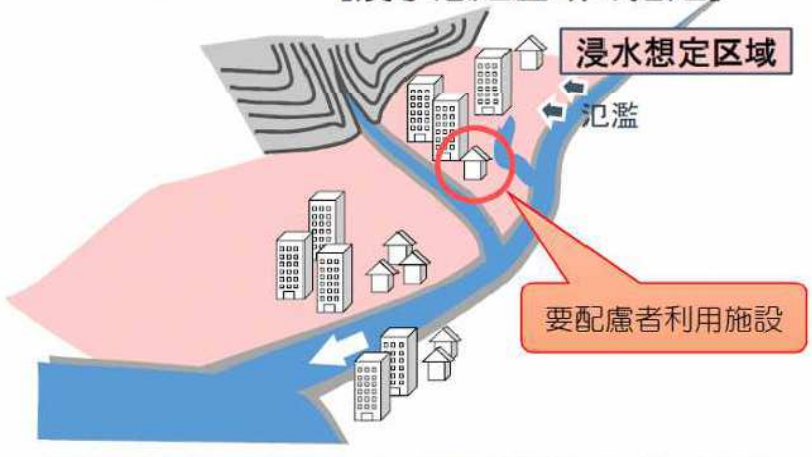
- 水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化**されました。
- 計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- 令和2年1月1日時点での要配慮者利用施設（77,964施設）のうち、計画作成済施設は37,659施設（約48.3%）です。
- 国土交通省は、2021年（令和3年）迄に作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

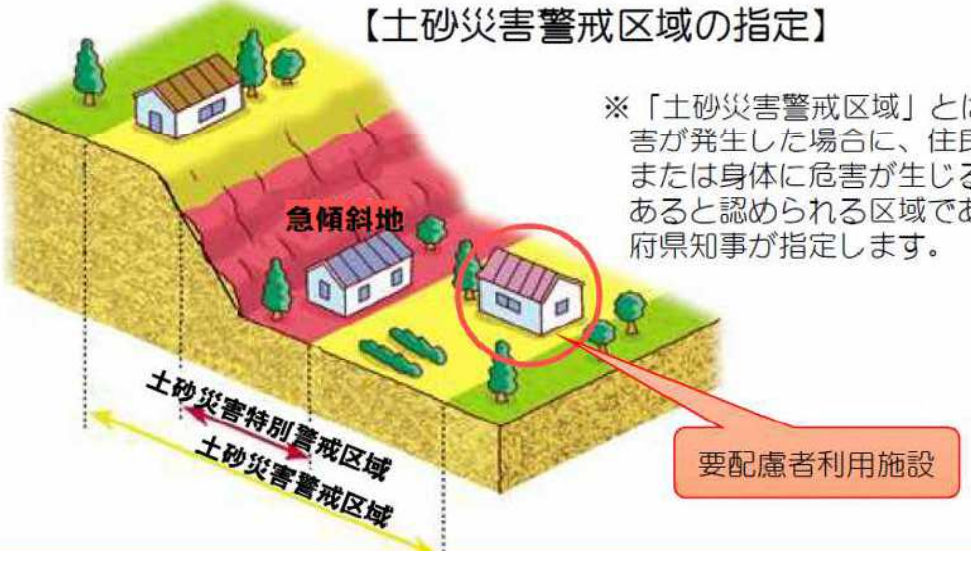
※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

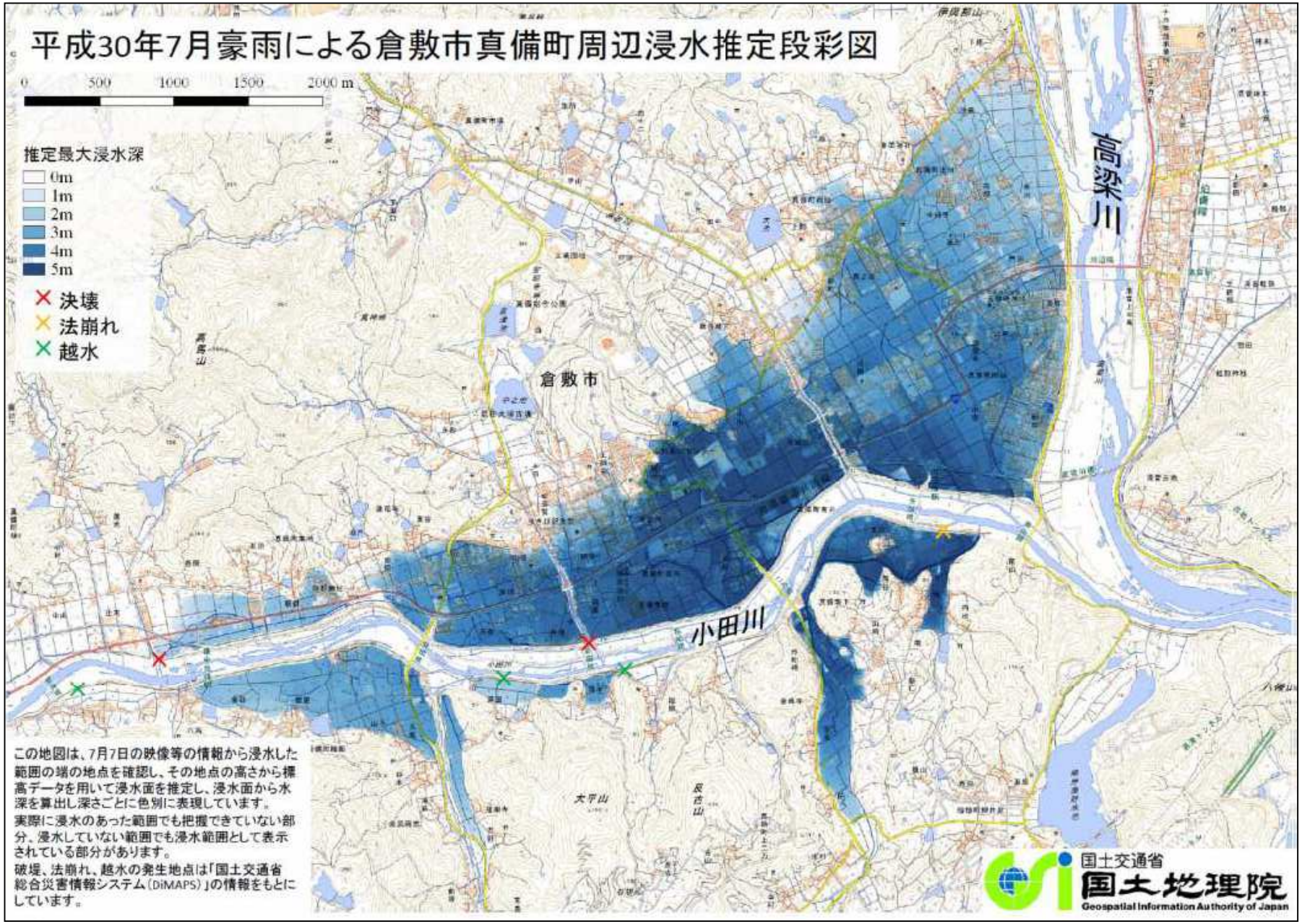
【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

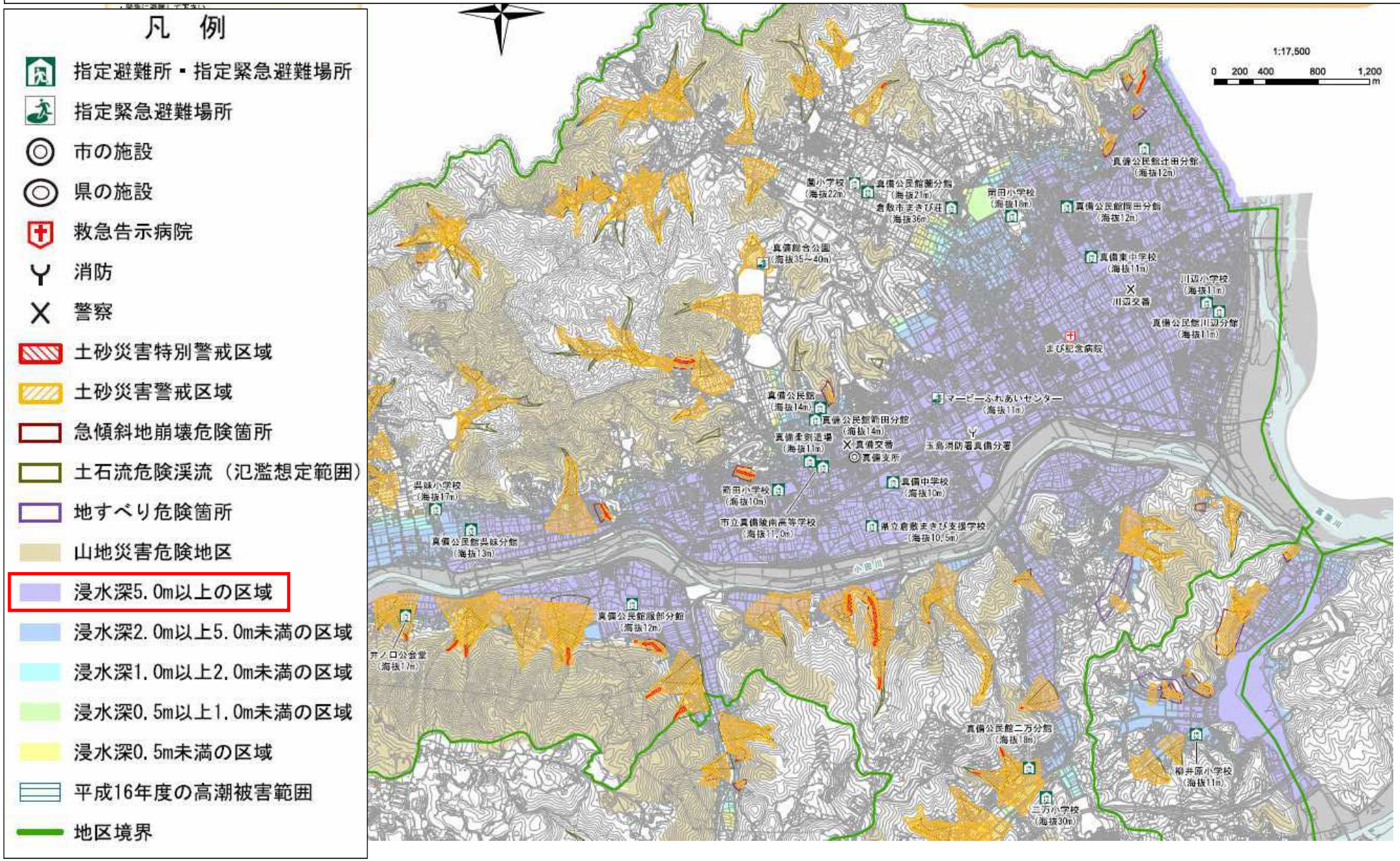
■H30年7月豪雨（西日本豪雨）で甚大な被害を受けた倉敷市真備町について、当時の映像記録等から浸水していたと考えられる範囲と浸水深を整理した結果が下図です。



3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

■倉敷市では、H29年2月に洪水ハザードマップを作成し、公表していました。

■ハザードマップでは、広い範囲で浸水深が5.0m以上となる可能性が示されていました。

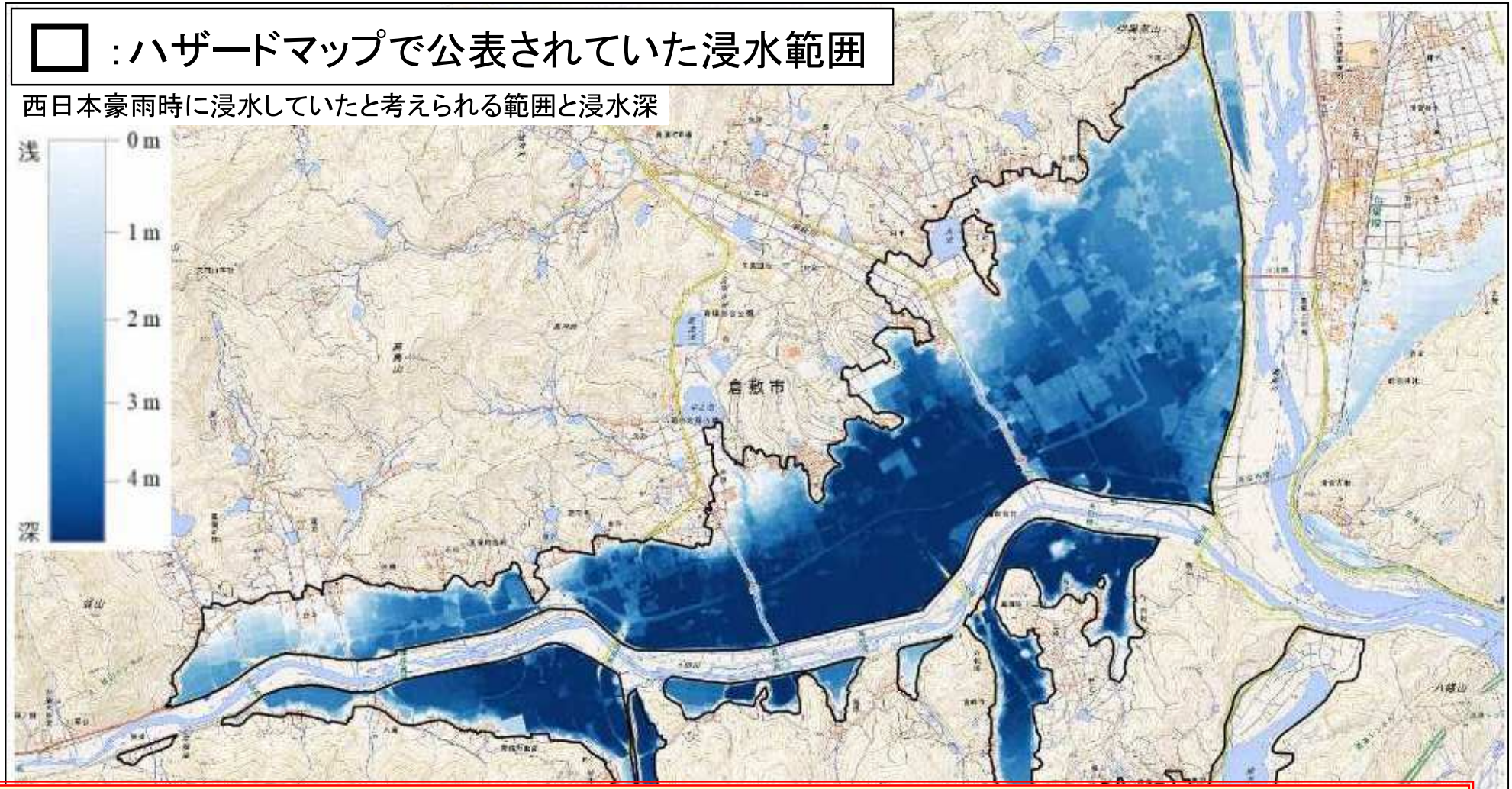


3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

■西日本豪雨で浸水した範囲とハザードマップの範囲は、ほぼ一致する結果となりました。

■災害リスクを「知っている」ことが、実際の避難行動になかなか繋がらないことが課題となっています。

□ :ハザードマップで公表されていた浸水範囲



■ 避難確保計画を作る（その時について考えてみる）ことが必要です。

■ さらに作った計画を活かし、災害に備える取組の継続が大切です。

＊講習会資料について

■岡山市HP　ホーム ＞ くらしの情報 ＞ 防災・災害支援 ＞ 防災情報 ＞ 水防 ＞ 水防法に基づく申出について

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004589.html

要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です

避難確保計画　検索

浸水被害が発生した場合、要配慮者利用施設では利用者の避難に多くの時間を要する場合があることから、深刻な被害が発生するおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成29年6月の「水防法」および「土砂災害防止法」の改正では要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められました。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会について

令和8年度講習会スケジュール

第1回　日時：令和8年11月17日（火曜日）14時～16時（受付13時30分）

第2回　日時：令和8年12月14日（月曜日）14時～16時（受付13時30分）

第3回　日時：令和9年　1月20日（水曜日）14時～16時（受付13時30分）

第4回　日時：令和9年　2月15日（月曜日）14時～16時（受付13時30分）

開催場所

第1回　：　岡山市役所　旧本庁舎　7階大会議室

第2回～第4回　：　岡山市役所　新庁舎　15階大会議室

令和8年度講習会資料

今年度の講習会で使用する資料は、以下からダウンロード可能です。

パソコンを持参される施設の方は、事前に「講習会資料」及び該当する「避難確保計画様式」、「避難確保計画チェックリスト」をダウンロードのうえ、ご参加ください。

パソコンを持参されない施設の方は、上記資料を印刷してお持ちください。

避難確保計画作成支援講習会資料

令和8年度_避難確保計画作成支援講習会資料（PDF形式、13.40MB）

●本日の話題について

命を守る

利用者のために
利用者の家族のために

職員の皆さんのために
皆さんの家族のために

地震と風水害

●地震

・過去の記録に基づく調査結果からの予測
・「いつ」は不明・・・平均活動間隔からの発生確率
・「どこで」は対象地域を特定できる
・「どのくらいの大きさ」は既往最大規模

●風水害、土砂災害

・ある程度、予測できるため準備が可能

●防災のポイント

❶ 知る ：起こる災害について知識を知る

➡ 気象情報や防災情報（避難情報）、
危険箇所や避難場所（ハザードマップを活用）など

❷ 備える ：災害時必要となるモノの準備

➡ 災害の種類ごとにとるべき避難行動の訓練
非常持ち出し品、備蓄品の準備　など

❸ 行動する ：迅速な行動

➡ 避難する際の問題点や避難のあり方を検討　など

●講習会のポイント

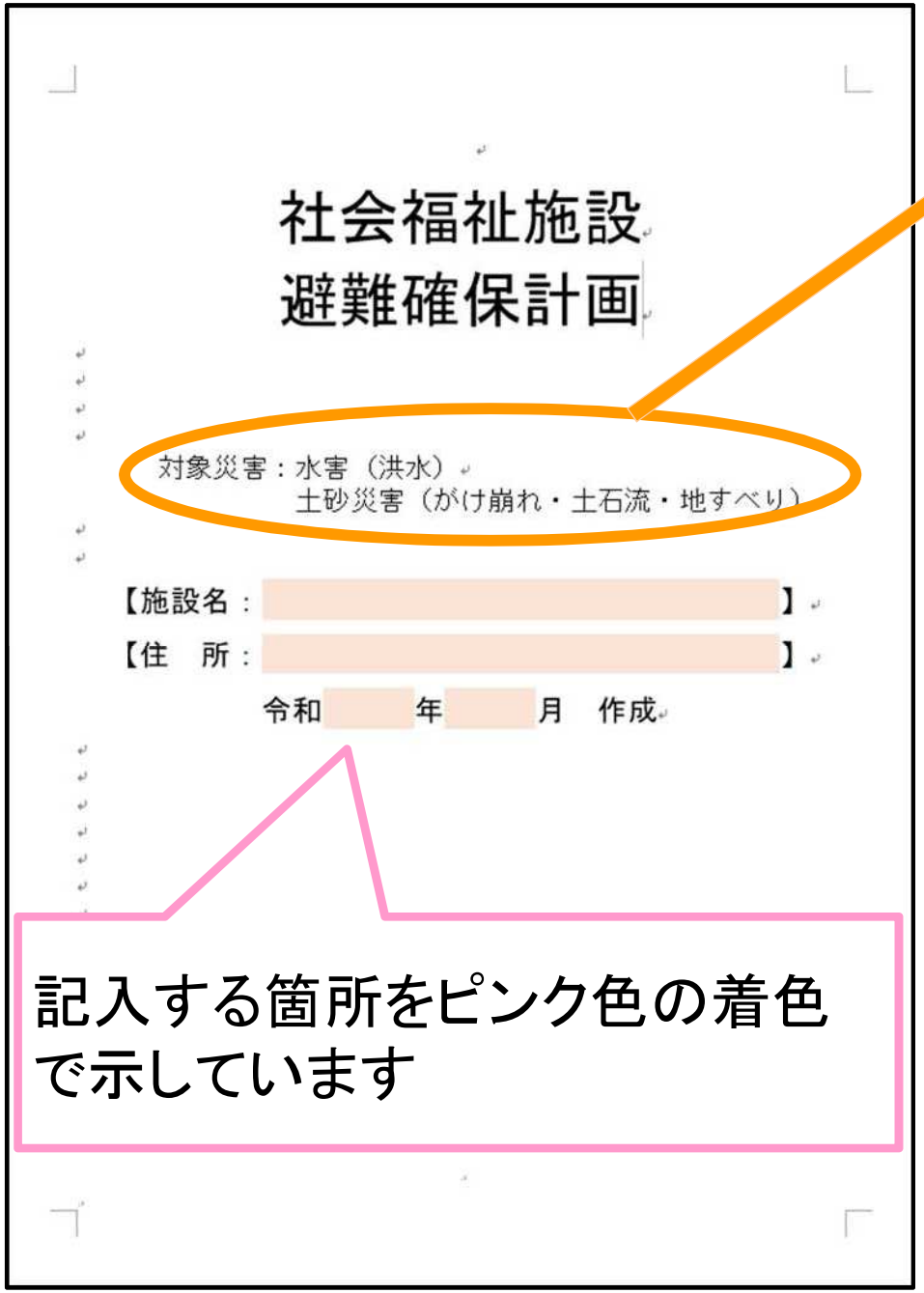
①様式への記入を中心に進めます。

②防災に関する専門的な解説は控えめにします。

③避難の判断材料や考え方を提示(参考)します。

●避難確保計画の作成

＊避難確保計画の様式



社会福祉施設
避難確保計画

対象災害：水害（洪水）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名：　　】
【住　所：　　】
令和　　年　　月　作成

記入する箇所をピンク色の着色で示しています

対象災害：水害（洪水）
~~土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）~~

【施設名：ももたろう園】
【住　所：岡山市北区〇〇〇〇〇】
令和 6 年 11 月　作成

対象災害：水害（洪水）

【施設名：ももたろう園
【住　所：岡山市北区〇〇〇〇〇
令和 8 年 11 月 作成